

粵港澳大湾区個人所得税優遇政策申請開始

粵港澳大湾区（グレーターベイエリア）のより良い建設サポートのため、2019年1月1日から2023年12月31日まで、珠江デルタの9都市で勤務する国外ハイレベル人材と緊急不足人材を対象に、当該都市で納付済の個人所得税金額が課税所得額の15%を超過した部分に対し、財政補助金が与えられる、という政策が始まりました。つまり収入が高い方ほど、享受できる補助金が多くなります。ぜひ皆様ご自身の収入、申請資格をチェックをしてみてください。また、[当財政補助金に対して、個人所得税は徴収されません。](#)

※珠江デルタの9都市とは、広州、深セン、東莞、中山、珠海、惠州、江門、仏山及び肇慶。



申請スケジュール：

都市	広州	深セン	珠海	仏山	惠州	東莞	中山	江門	肇慶
開始日	7/1	8/1	7/1	7/1	7/1	7/1	6/1	7/1	7/1
締切日	8/15	8/31	8/15	8/20	8/15	8/31	7/31	8/15	8/15

申請の有資格者：

下記1)と2)を同時に満たす者

- 1) 香港、マカオ永久住民、香港入境計画（優秀人材、専門家、企業家）を取得した香港住民、台湾地区住民、外国国籍者または国外長期居住権を取得した留学帰国人材と海外華僑とし、珠江デルタの9都市で勤務し、法に従い納税している者。
- 2) 各都市の申請有資格者（みなさまに関連する可能性が高い条件のみ抜粋）
 深セン市・佛山市・肇慶市・中山市・珠海市：外国人就業許可証A類、B類の保持者
 広州市・惠州市：外国人就業許可証A類の保持者 或いは 部長以上の管理層
 東莞市・江門市：外国人就業許可証A類の保持者 或いは 緊急不足人材リストに該当する者

※上記の申請条件の国外ハイレベル人材及び緊急不足人材の認定について、**各都市の基準及びプロセスが異なります**ので、個別でのご相談がお勧めです。

※補助金が最終的に取得できるか否かは、科技局と人社局の審査によります。

※出典：《财政部 税务总局关于粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》（财税【2019】31号）
 《关于贯彻落实粤港澳大湾区个人所得税优惠政策的通知》（粤财税【2019】2号）

弊社に代行をご依頼いただいた場合の費用：

社会保険を除いた後の年収が

- RMB42万未満の場合、申請代行費用としてRMB2,000を前請求させていただきます。
- RMB42万以上の場合、申請代行費用として回収した補助金の20%を頂戴いたし、うちRMB2,000は前請求となります。

※RMB2,000の費用につきましては、申請の成功可否に関わらず、頂戴する費用となっております。

単位：RMB

年度課税所得額 (X)	課税所得額	年収	個人所得税	課税所得額の15%	還付の補助金	Aoba業務費用 (1名につき) 増値税・雑費込み
339200元 <X< 420000元	359,200	419,200	57,880	53,880	4,000	2,000
	379,200	439,200	62,880	56,880	6,000	2,000
	419,200	479,200	72,880	62,880	10,000	2,000
	420,000	480,000	73,080	63,000	10,080	2,016
420000元 <X< 660000元	540,000	600,000	109,080	81,000	28,080	5,616
	660,000	720,000	145,080	99,000	46,080	9,216
660000元 <X< 960000元	810,000	870,000	197,580	121,500	76,080	15,216
	960,000	1,020,000	250,080	144,000	106,080	21,216

弊社青葉グループは、上記の補助金に関する申請サポートサービスを提供しております。より詳しい情報提供、相談が必要な際は、いつでも下記までご連絡ください。また中国ビジネスにおいて各種お困りなことがございました。お気軽にお問合せください。



青葉顧問（広州）有限公司 / Aoba business consulting Limited

住所：広州市天河区体育西路109号高盛大厦12F B1室

TEL:020-3878-5115 (日本語可)

担当：上杉 (ウエスギ、日本語) a.uesugi@aoba.com.hk
 田 (Monica、普通語) monica.tian@aoba.com.hk
 鄧 (Sophia、広東語) sophia.deng@aoba.com.hk